

○東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

令和2年4月1日

東大阪都市清掃施設組合規則第4号

改正 令和3年2月19日規則第1号

令和4年3月1日規則第1号

令和5年2月1日規則第1号

令和5年11月30日規則第5号

令和6年9月30日規則第2号

令和7年1月14日規則第1号

令和7年3月31日規則第2号

令和8年1月16日規則第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給料及び報酬等)

第2条 会計年度任用職員（条例第1条に規定する「会計年度任用職員」をいう。以下同じ。）の職は、第3項及び第4項に規定する職を除き、次の各号に掲げる職のいずれかに区分されるものとし、当該職にある会計年度任用職員に対しては、それぞれ当該各号に定める給料・報酬表を適用する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職以外の職 第1号区分給料・報酬表（別表第1）
- (2) 専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職又は当該職に準ずる職で任命権者が定めるもの 第2号区分給料・報酬表（別表第2）
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職で任命権者が定めるもの 第3号区分給料・報酬表（別表第3）

2 パートタイム会計年度任用職員（条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の報酬の基本額（条例第9条第2項に規定する報酬の基本額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 月額報酬支給職員（条例第9条第2項第1号の月額報酬支給職員をいう。以下同じ。）勤務1月につき、その者の受ける号給に応じた額（以下「報酬基礎額」という。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 日額報酬支給職員（条例第9条第2項第2号の日額報酬支給職員をいう。以下同じ。）勤務1日につき、報酬基礎額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務

務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(3) 時間額報酬支給職員（条例第9条第2項第3号の時間額報酬支給職員をいう。以下同じ。）

勤務1時間につき、報酬基礎額を21で除して得た額を、100分の775で除して得た額

3 その職に必要とされる勤務環境、任期、勤務時間等の事情から、給料又は報酬について特別の考慮を要すると任命権者が認める職にある会計年度任用職員の給料又は報酬は、当該事情を考慮して任命権者が別に定める。

4 条例第9条第3項の市長が定めるものは、前項に規定する事情からその報酬の基本額について特別の考慮を要すると任命権者が認める職にあるパートタイム会計年度任用職員とし、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、当該事情を考慮して任命権者が定める。

（会計年度任用職員の号給）

第3条 新たに会計年度任用職員（前条第1項の規定の適用を受ける者に限る。以下この条及び次条において同じ。）となった者の号給は、1号給とする。

2 前年度の末日において置かれていた職に任用されていた者が、引き続き当該職と同一の職務内容である職（以下「同一職」という。）に任用された場合におけるその者の号給は、再度任用された日の前日におけるその者の号給（以下「再度任用前号給」という。）の号数に、職務経験期間の月数を12で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「経験加算号給数」という。）を加えて得た数を号数とすることができる。

3 会計年度任用職員（前条第1項第1号に掲げる職にある会計年度任用職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の経験加算号給数が、21号給の号数から再度任用前号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合については、当該相当する号給数を経験加算号給数とするものとする。

4 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及びこの項の規定により21号給を超える号給を受けている会計年度任用職員が、次年度において引き続き同一職に任用された場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とすることができる。

(1) 次号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 再度任用前号給の号数に1を加えて得た数を号給とする号給

(2) 職務経験期間の月数が12月に満たない会計年度任用職員 再度任用前号給
（職務経験期間）

第4条 前条第2項及び第4項第2号の職務経験期間の月数は、前年度における会計年度任用職員としての引き続いた在職期間の月数から、正規の勤務時間（東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例（昭和40年東大阪市都市清掃施設組合条例第2号。以下「事務局設置条例」という。）第4条の規定により準用される東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則（令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第7条第1項に規定する正規

の勤務時間をいう。以下同じ。)に勤務した日がない月(勤務時間規則第13条第2項第1号に掲げる場合における休暇を使用した日のあった月及び法律又は条例の規定により給与(パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬)を減額することなく支給する月を除く。)の数を除いた月数(1月末満の端数があるときは、これを切り捨てた月数)とする。

(給与を減額しない場合)

第5条 削除

(フルタイム会計年度任用職員に係る給与条例の読替え)

第6条 条例第8条第1項の規定による東大阪市職員給与条例(昭和42年東大阪市条例第27号。以下「給与条例」という。)の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第26条第2項及び第3項	月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額	月額
第26条第2項	100分の12	100分の11
第26条第3項	職員	職員に準ずるフルタイム会計年度任用職員として任命権者が定めるもの
第27条第2項	6月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市長が定める期間(以下「支給対象期間」という。)	11月
第27条第2項第1号	市長が定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下この号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(第3号において「1月当たりの運賃相当額」という。)	当該交通機関の利用区間に係る通勤期間1月の通勤用定期乗車券(以下「定期券」という。)の額(当該交通機関が定期券を発行していない場合にあっては、当該交通機関の利用区間に係る通勤1回当たりの普通運賃の額に、その者の当該月における通勤回数を乗じて得た額)。ただし、当該額
第27条第2項第1号及び第3号	55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額	55,000円
第27条第2項第2号	額(定年前再任用短時間勤務職員及び法26条の3第1項の規定	額

	による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)	
第27条第2項第3号	1月当たりの運賃相当額及び前号	前2号
第27条第3項	支給対象期間内に公署	公署
第29条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務する	正規の勤務時間（東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例（昭和40年東大阪市都市清掃施設組合条例第2号。以下「事務局設置条例」という。）第4条の規定により準用される東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則（令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務する
第29条第3項	勤務時間条例第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第4条第1項
	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第2条
第29条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第2条
	第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第1項
第29条第5項	勤務時間条例第9条の3第1項	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項

第43条	前条第1項	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第6条
	第20条又は第41条	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する第20条又は第41条
第44条	第42条第1項	会計年度任用職員条例第6条
第45条第8項	第38条第1項	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する第38条第1項
第45条第9項	第38条の2	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する第38条の2
	第45条第8項	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する第45条第8項
第49条	この条例	会計年度任用職員条例

（給料等の支給日）

第7条 給料及び地域手当は、当月分を翌月の末日までに支給するものとし、その支給日は、任命権者が定める。

（給料の日割計算）

第8条 給料の日割計算の方法は、給料の月額に支給又は減額する日数を乗じた額を、日割りにより計算する月の所定勤務日数で除してこれを行う。

（特殊勤務手当等の支給日）

第9条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌々月の末日までに支給するものとし、その支給日は、任命権者が定める。

2 フルタイム会計年度任用職員（条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）が、事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により、時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌々月」とする。

（フルタイム会計年度任用職員に係る給与規則の準用）

第10条 東大阪市職員給与条例施行規則（昭和42年東大阪市規則第19号。以下「給与規則」という。）

第7条の2から第8条の2まで及び第8条の4から第11条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の2	条例第26条	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第8条第1項において準用する条例第26条
	条例第38条第4項及び第5項並びに第41条	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例第41条
第8条、第8条の2、第8条の4から第9条の2まで及び第11条	条例	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例
第10条の2	条例第29条	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例第29条
	条例第42条第1項	会計年度任用職員条例第6条

2 給与規則第11条の3（第5号を除く。）、第11条の4（第3号を除く。）、第11条の5、第12条（第2項第3号及び第5号を除く。）から第17条の2（第3号を除く。）まで、第17条の3から第20条（第2項第4号及び第10号を除く。）まで、第20条の2、第21条（第2号を除く。）、第23条から第23条の3まで及び第26条の規定は、条例第8条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員（同条第3項の規定により同条第2項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなされる者を含む。）に対する期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条の3	条例第38条第1項前段	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第8条第2項において読み替えて準用する条例第38条第1項前段
	条例第38条の2各号	会計年度任用職員条例第8条第2項

		において準用する条例第38条の2各号
第14条	条例第38条の3第3項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第3項
第15条第1項	条例第38条の3第7項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第7項
第15条第1項第1号	条例第38条の3第2項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第2項
第16条及び第17条第1項	条例第38条の3第8項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第8項
第17条第1項	条例第38条の3第5項又は第6項（条例第38条の4第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第5項又は第6項
第17条第1項第4号	期末手当及び勤勉手当の別、	期末手当の
第17条第2項	又は期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書及び	及び

（通勤手当）

第11条 東大阪市職員通勤手当支給規則（昭和42年東大阪市規則第24号。以下「通勤手当支給規則」という。）第2条から第6条まで、第8条、第9条、第10条の3から第12条まで、第16条及び第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる通勤手当支給規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える通勤手当支給規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	条例	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第8条

		第1項において準用する条例
第3条第2項、第4条から第6条まで、第8条、第10条の3、第12条第1項、第16条及び第17条	条例	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例
第8条	運賃相当額（以下「運賃相当額」という。）	通勤手当の額
第10条の3第1号	に規定する1月当たりの運賃相当額及び同項第2号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額	及び第2号に定める額の合計額
	55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額	55,000円
第16条	できない。この場合において、当該期間を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、市長が定める。	できない。

2 通勤手当は、勤務した日の属する月の翌月の末日までに支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第12条 条例第12条第1号の管理者が定める額は、報酬基礎額及び当該額に100分の12を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じて得たものから条例第8条第1項において準用する給与条例第41条の市長が別に定める休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。

2 第2条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の勤務1時間当たりの報酬額は、前項の規定にかかわらず、別に定める。

（報酬の支給日）

第13条 条例第9条第1項に規定する報酬の支給日は、月額、日額及び時間額の別その他の事情を考慮して、任命権者が定める。

2 条例第9条第4項に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬は、当月分を翌々月の末日までに支給するものとし、その支給日は、任命権者が定める。

3 パートタイム会計年度任用職員が事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る当該報酬に対する前項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「事務局設置条例第

4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌々月」とする。

(費用弁償)

第14条 条例第14条第4項の管理者が定める者は、任期が1月以上であつて、あらかじめ定められた1週間の勤務日が1日以上とされているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員とする。

2 条例第14条第4項に規定する費用弁償の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 当該交通機関の利用区間に係る通勤1回当たりの普通運賃の額に、その者の当該月における通勤回数を乗じて得た額（当該交通機関が通勤用定期乗車券（以下「定期券」という。）を発行している場合は、当該交通機関の利用区間に係る通用期間1月の定期券の額を上限とする。）。ただし、当該額が55,000円を超えるときは、55,000円

(2) 通勤のため通勤手当支給規則第6条に掲げる交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 給与と条例第27条第2項第2号に掲げる職員の例により算出した額の21分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、その者の当該月における通勤回数を乗じて得た額（同号に掲げる職員の例により算出した額を上限とする。）。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 次のア又はイに掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であるもの及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるもの 第1号及び前号に定める額（第1号及び前号に定める額の合計額が55,000円を超え

るときは、55,000円)

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるもの(アに掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。) 第1号に定める額

3 条例第14条第4項に規定する費用弁償は、勤務した日の属する月の翌月の末日までに支給する。
(日額報酬支給職員及び時間額報酬支給職員の期末手当基礎額)

第15条 条例第15条第2号の基準日前6月以内の期間における報酬の1月当たりの平均額として管理者が定める額(次項において「手当基礎額」という。)は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額報酬支給職員 日額報酬支給職員の基準日(条例第15条第1号に規定する基準日をいう。以下同じ。)以前6月間における1日当たりの平均額として管理者が別に定める額に、21を乗じて得た額

(2) 時間額報酬支給職員 基準日以前6月間における1時間当たりの平均額として管理者が別に定める額に、100分の775に21を乗じて得た数を乗じて得た額

2 前項に規定する額が公正を欠くと認められる場合については、同項の規定にかかわらず、任命権者が管理者と協議して定める額を手当基礎額とすることができる。

(期末手当の支給対象とならないパートタイム会計年度任用職員)

第16条 条例第16条第4項の管理者が定めるものは、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員とする。

(1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるパートタイム会計年度任用職員

(2) その他期末手当を支給しないことが適当であると任命権者が認めるパートタイム会計年度任用職員

(パートタイム会計年度任用職員に係る給与条例の読替え)

第17条 条例第16条第1項の規定による給与条例の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第20条	給料	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第9条第1項に規定する報酬
第43条	前条第1項	会計年度任用職員条例第11条において準用する会計年度任用職員条例第6条
	第20条	会計年度任用職員条例第16条第1項

		において準用する第20条
	第41条	会計年度任用職員条例第12条
第44条	第42条第1項	会計年度任用職員条例第11条において準用する会計年度任用職員条例第6条
第45条第2項、第3項、第5項及び第6項	給料、扶養手当、地域手当、住居手当	会計年度任用職員条例第9条第1項に規定する報酬
第45条第4項	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ	会計年度任用職員条例第9条第1項に規定する報酬の
第45条第8項	第38条第1項	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する第38条第1項
第45条第9項	第38条の2	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する第38条の2
	第45条第8項	会計年度任用職員条例第16条第1項において読み替えて準用する第45条第8項
第49条	この条例	会計年度任用職員条例

2 条例第16条第3項の規定による給与条例の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第1項	給料	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第9条第1項に規定する報酬
第29条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務する	正規の勤務時間（東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「事務局設置条例」という。）第4条の規定により準用される東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則（令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第7条第1項に

		規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超えて勤務する
第29条第1項及び第3項から第5項まで並びに第30条及び第31条	第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額	会計年度任用職員条例第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額
第29条第3項	勤務時間条例第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第4条第1項
	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第3条第4項
第29条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第3条第2項及び第3項並びに第4条
第29条第5項	勤務時間条例第9条の3第1項	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項
第30条及び第31条	職員	パートタイム会計年度任用職員（任命権者が定めるものを除く。）

（報酬の日割計算）

第18条 報酬の日割計算の方法は、条例第9条第1項に規定する合計額に支給し、又は減額する日数を乗じた額を、日割りにより計算する月の所定勤務日数で除してこれを行う。

（パートタイム会計年度任用職員に係る給与規則の準用）

第19条 給与規則第8条、第8条の2及び第8条の4から第11条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条（見出しを含む。）、第8条の2の見出し、第8条の4の見出し、第8条の5第1項（見出しを含む。）及び第8条の6（見出しを含む。）	時間外勤務手当	時間外勤務手当に相当する報酬
第8条	条例	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

		する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第16条第3項において準用する条例
第8条の2、第8条の4から第9条の2まで及び第11条	条例	会計年度任用職員条例第16条第3項において準用する条例
第8条の5から第9条（見出しを含む。）まで、第9条の2の見出し及び第10条	休日勤務手当	休日勤務手当に相当する報酬
第10条の2（見出しを含む。）	給与額	報酬額
第10条の2	条例第42条第1項	会計年度任用職員条例第12条
	条例第29条	会計年度任用職員条例第16条第3項において準用する条例第29条
	夜間勤務手当	夜間勤務手当に相当する報酬

2 給与規則第13条から第17条までの規定は、条例第16条第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員（同条第5項の規定により同条第4項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなされる者を含む。）に対する期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	条例第38条の3第2項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第16条第4項において準用する条例第38条の3第2項
第14条	条例第38条の3第3項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第3項
第15条	条例第38条の3第7項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第7項
第15条第1項第1号	条例第38条の3第2項（条例第38	会計年度任用職員条例第16条第4項

	条の4第4項において準用する場合を含む。)	において準用する条例第38条の3第2項
第16条第1項及び第17条第1項	条例第38条の3第8項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。)	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第8項
第17条第1項	条例第38条の3第5項又は第6項（条例第38条の4第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第5項又は第6項
第17条第1項第4号	期末手当及び勤勉手当の別、	期末手当の
第17条第2項	又は期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書及び	及び

（この規則により難い場合の措置）

第20条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、任命権者は、管理者と協議の上、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第21条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 経過措置対象者（条例附則第3項に規定する経過措置対象者をいう。以下同じ。）（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与条例第41条第1項に規定する職員であった者であって、任命権者が指定する職にあったものに限る。）の令和元年12月2日から施行日の前日までの引き続いた当該職としての在職期間は、令和2年6月に支給する期末手当の額を算定する場合における条例第8条第2項又は第16条第4項において準用する給与条例第38条第2項に規定する在職期間とみなす。
- パートタイム会計年度任用職員（第2条第1項の規定の適用を受ける者に限る。）のうち経過措置対象者（任命権者が必要と認めるものに限る。）であって、その者の受ける条例第9条第1項に規定する報酬の合計額が施行日の前日における給料（条例附則第3項に規定する施行日の前日における給料をいう。以下同じ。）に達しないこととなるものについては、同日における給料を同条第1項に規定する合計額とするものとする。
- 前項の規定の適用を受ける者の勤務1時間当たりの報酬額は、第12条第1項の規定にかかわらず

ず、別に定める。

（条例附則第1項の管理者が定める者）

5 条例附則第1項の管理者が定める者は、東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年東大阪都市清掃施設組合規則第1号）による改正前の附則第5項の規定を受けて令和2年6月に期末手当の支給を受けた者とする。

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条の表中「

第26条第2項及び第3項	月額、管理職手当の月額及び 扶養手当の月額の合計額	月額
--------------	------------------------------	----

」とあるのは、「

第26条第2項及び第3項	月額、管理職手当の月額及び 扶養手当の月額の合計額	月額
第26条第2項	100分の12	100分の11

」とする。

附 則（令和3年2月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月1日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規則第2号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年1月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における改正後の東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第12条第1項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

附 則（令和 8 年 1 月 16 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規定による改正後の東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の会計年度任用職員給与規則」という。）の規定は、任期が 3 月を超え、あらかじめ定められた 1 週間の勤務日が 2 日以上とされている者については、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の会計年度任用職員給与規則の規定を適用する場合には、この規定による改正前の東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 4 この規則の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

別表第 1（第 2 条第 1 項第 1 号関係）

第 1 号区分給料・報酬表

号給	給料月額・報酬月額
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100

別表第 2（第 2 条第 1 項第 2 号関係）

第 2 号区分給料・報酬表

号給	給料月額・報酬月額
----	-----------

	円
1	213,100
2	214,800
3	216,500
4	218,200
5	219,400
6	221,000
7	222,600
8	224,100
9	225,600
10	227,200
11	228,800
12	230,400
13	232,000
14	233,700
15	235,000
16	236,300
17	237,600
18	238,700
19	239,800
20	240,900
21	242,000
22	242,900
23	243,800
24	244,800
25	245,800
26	246,700
27	247,600
28	248,400
29	249,200
30	249,900
31	250,500
32	251,100

33	251, 800
34	252, 400
35	253, 000
36	253, 600
37	254, 100
38	254, 700
39	255, 300
40	255, 800
41	256, 200
42	256, 600
43	256, 900
44	257, 200
45	257, 500
46	257, 800
47	258, 100
48	258, 400
49	258, 700
50	259, 000
51	259, 300
52	259, 600
53	259, 900
54	260, 200
55	260, 500
56	260, 800
57	261, 100
58	261, 400
59	261, 700
60	262, 000
61	262, 300
62	262, 600
63	262, 900
64	263, 200
65	263, 500

66	263, 800
67	264, 100
68	264, 400
69	264, 700
70	265, 000
71	265, 300
72	265, 600
73	265, 900
74	266, 200
75	266, 500
76	266, 800
77	267, 100
78	267, 400
79	267, 700
80	268, 000
81	268, 300

別表第 3 （第 2 条第 1 項第 3 号関係）

第 3 号区分給料・報酬表

号給	給料月額・報酬月額
	円
1	250, 300
2	251, 700
3	253, 100
4	254, 300
5	255, 600
6	256, 900
7	258, 100
8	259, 300
9	260, 500
10	261, 700
11	262, 800
12	263, 900
13	265, 000

14	266, 100
15	267, 000
16	268, 000
17	269, 000
18	270, 000
19	271, 000
20	271, 900
21	272, 700
22	273, 600
23	274, 400
24	275, 200
25	276, 000
26	276, 700
27	277, 400
28	278, 200
29	279, 000
30	279, 600
31	280, 300
32	281, 100
33	281, 800
34	282, 500
35	283, 200
36	283, 900
37	284, 600
38	285, 300
39	286, 000
40	286, 600
41	287, 300
42	287, 900
43	288, 600
44	289, 200
45	289, 900
46	290, 600

47	291, 100
48	291, 700
49	292, 300
50	293, 000
51	293, 600
52	294, 200
53	294, 800
54	295, 500
55	296, 100
56	296, 700
57	297, 200
58	297, 700
59	298, 200
60	298, 800
61	299, 300
62	299, 900
63	300, 300
64	300, 800
65	301, 300
66	301, 900
67	302, 400
68	302, 800
69	303, 100
70	303, 400
71	303, 600
72	303, 900
73	304, 100
74	304, 400
75	304, 600
76	304, 800
77	305, 100
78	305, 300
79	305, 600

80	305, 800
81	306, 100
82	306, 400
83	306, 700
84	307, 000
85	307, 300
86	307, 600
87	307, 800
88	308, 000
89	308, 300
90	308, 700
91	308, 900
92	309, 200
93	309, 500
94	309, 900
95	310, 100
96	310, 400
97	310, 700
98	311, 000
99	311, 200
100	311, 500
101	311, 800
102	312, 100
103	312, 300
104	312, 600
105	313, 000
106	313, 300
107	313, 500
108	313, 700
109	314, 000
110	314, 400
111	314, 600
112	314, 800

113	315, 100
114	315, 400
115	315, 700
116	315, 900
117	316, 200
118	316, 500
119	316, 800